

集会の定義について

【ご質問】（投稿日：2019年10月25日）

京都大学学内集会規定で言うところの「集会」について質問がございます。

まず質問の背景について説明させてください。

2019/06/26の昼休みに吉田南構内の総人広場にて開催されたタテカンフェスや2019/10/03の昼休みに俗に言う同学会が吉田南構内で開催した会は不許可の集会とみなされ、職員の方に中止を要求され、ビデオ撮影もされていたように見えました。

ところが2019/10/25の昼休みに本部構内のクスノキ前で某有名ユーチューバーの方が京大生へのメッセージを伝える場を設け、多数の学生を集めた際には職員の方の介入は一切ありませんでした。

私の知る限りではいずれの会も大学側への届け出をしていないにも関わらず、2019/10/25に行われた会だけが不許可の集会とみなされていないように見えました。しかしながら私にはその対応の違いを生む根拠が規模の面からも内容の面からもわかりません。

私も学則を遵守しつつ実りある学生時代を過ごしたいと考えていますが、どこからが不許可の「集会」とみなされるのか本件でわからなくなりました。学生生活を送る上でいつ学則違反としていつ処分されるとも知れないという不安を抱えています。そこで以下の内容を質問致します。

- 1 本メールで私が言及した内容の中に事実と異なる内容はありますか。
- 2 2019/10/25の昼休みに本部構内で行われた会が「集会」にあらず、その他本メールで言及した会が「集会」にあたることについて、可能であれば両事例の違いを教えてください。
- 3 集会一般について、こういった行為が集会とみなされるのか、客観的な基準を教えてください。

よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2019年11月8日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

「学内集会規程」の運用は個別の案件により事情が異なるため一概にはお答えしかねますが、許可なく本学の敷地建物を長時間占有する行為、大音量を発する行為、通行の妨げや授業実施の妨げになりかねない行為、あるいは本学が禁止している行為などを確認した際には、注意を行ったり、場合によっては解散を求めたりすることがあります。

また、平成 24 年 6 月 22 日付告示第 5 号において、「京都大学が昭和 34 年以来公認してきた京都大学全学自治会同学会とは一切関係ない」と断定した団体及びその関係者が本学構内において何らかの活動を行うと予告した場合には、あらかじめ本学学生にそれらの活動に関わらないよう注意を促す告示を発出するとともに、当該団体に対しては告示に基づく対応を行います。

※平成 24 年 6 月 22 日付告示第 5 号

http://www.kyoto-u.ac.jp/static/ja/news_data/h/h1/news5/2012/120622_2.htm